

公益社団法人習志野市シルバー人材センター安全管理委員会設置規則

(目的)

第1条 公益社団法人習志野市シルバー人材センターにおける会員の健康と安全に関する事項を検討し、その対策を推進するため、公益社団法人習志野市シルバー人材センター安全管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し推進する。

- (1) 会員が健康で安全に就業することができる対策に関する事
- (2) 会員の就業上の事故分析と、それに伴う事故防止対策に関する事
- (3) その他、会員の健康と安全に関する事

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事のうちから選ばれる者 1名
- (2) 職群を代表する者 4名
- (3) 事務局長 1名

2 委員は、会長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、会長が選任する。

4 委員長が欠けたときは、事務局長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は、委員長が必要と認める場合に開催する。

2 委員会の運営は委員長が当たる。

(報告)

第6条 委員長は必要の都度、委員会の検討結果を会長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規則の定めるものの他、委員会の運営について重要事項は会長が委員長の意見を聞いて別に定める。

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年度定時総会から施行する。